

川崎市青少年施設指定管理者等連絡調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市青少年施設の適切な施設管理体制を構築するため協議を行うとともに、指定管理者等の情報交換や調整を図ることを目的として、青少年施設指定管理者等連絡調整会議（以下、「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次の事項について協議する。

- (1) 川崎市こども文化センターの管理・運営に関すること
- (2) わくわくプラザの管理・運営に関すること
- (3) 川崎市青少年教育施設の管理・運営に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

2 前項に規定する協議事項のほか調整会議において、指定管理者等の管理・運営事項に関し情報交換を行うものとする。

(構成)

第3条 調整会議の構成員は、次の組織の職員とする。

- (1) こども未来局青少年支援室
- (2) 川崎市こども文化センター指定管理者等
- (3) わくわくプラザ委託事業者
- (4) 川崎市少年自然の家指定管理者
- (5) 川崎市青少年の家指定管理者
- (6) 川崎市黒川青少年野外活動センター指定管理者
- (7) 川崎市子ども夢パーク指定管理者

(会議の招集)

第4条 調整会議はこども未来局青少年支援室長が招集する。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議の議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、こども未来局青少年支援室長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、こども未来局青少年支援室担当課長をもって充てる。
- 5 副議長は、議長を補佐し、また、議長に事故あるときには職務を代理する。

(部会)

第6条 調整会議は、管理・運営に関する施設に応じて、次の部会を置くことができる。

(1) こども文化センター部会

(2) 青少年教育施設部会

2 部会の会議については、調整会議に準じる。

(関係者の出席)

第7条 調整会議及び部会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 調整会議及び部会の庶務は、こども未来局青少年支援室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月5日から施行する。